限定承認公告

本籍和歌山県新宮市熊野地一丁目六〇七五、最後の住所愛知県名古屋市千種区千種通七丁目二二番地の一　被相続人　亡　山本　徹

右被相続人は平成二十九年二月一日死亡し、その相続人は平成二十九年四月二十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

東京都大田区大森東二丁目一―二五　九〇三号室　相続財産管理人　山本　貴之

限定承認公告

本籍東京都港区西麻布一丁目一八番地、最後の住所東京都世田谷区岡本一丁目三三番八号岡本ガーデン三〇一　被相続人　亡　佐々木一芳

右被相続人は平成二十九年一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

4817 W. 21ST STREET, LOS ANGELES, CA 90016, U.S.A.　相続財産管理人　佐々木　勝

東京都千代田区永田町二丁目一一番地一号　山王パークタワー一四階牛島総合法律事務所　右相続財産管理人代理人弁護士　東道　雅彦

限定承認公告

本籍宮城県岩沼市中央二丁目五六番地、最後の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区初音ケ丘二七番一四号　被相続人　亡　熊谷　晃

右被相続人は平成二十八年八月十二日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

神奈川県横浜市鶴見区北寺尾五丁目八番一四号　相続財産管理人　熊谷　恵介

限定承認公告

本籍岐阜県海津市海津町平原一六六七番地、最後の住所岐阜県海津市海津町平原一六六七番地　被相続人　亡　水谷　正好

右被相続人は平成二十八年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十五日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県不破郡垂井町綾戸四七番地の一エクシオイブキ二〇五号　限定承認者　水谷　太樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額四十八億千万円を十五億円減少して三十三億千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十九日

掲載頁　一七一頁（号外第一四四号）

平成二十九年五月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号　日野特定目的会社　取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額七十二億円を二十億円減少して五十二億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十九日

掲載頁　一七二頁（号外第一四四号）

平成二十九年五月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号　ヒラソカ特定目的会社　取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額二十一億円を八億円減少して十三億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十九日

掲載頁　一七一頁（号外第一四四号）

平成二十九年五月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号　ラベニュー万代特定目的会社　取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額百七十六億六千五百万円を二億千五百万円減少して百七十四億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十九日

掲載頁　一七三頁（号外第一四四号）

平成二十九年五月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号　青海Q区画特定目的会社　取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十九年四月二十八日掲載の相続財産管理人赤嶺成悟に係る限定承認公告中、「那覇家庭裁判所沖縄支部」とあるは、「那覇家庭裁判所」の誤りにつき訂正いたします。

取消公告

平成二十九年三月三十一日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

平成二十九年五月二十三日

大阪市住之江区南港中四丁目七番二四―一一三号　株式会社ネオテック　代表取締役　梅田　大輔

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一七	下	終りから一五	関税暫定法	関税定率法

平成二十九年三月二十四日（号外第六十六号）国土交通省告示第五百十九号（船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五七	上	一三	第一号　第二号
六〇	下	終りから一三	－30℃　30℃
六二	上	一	17.21　17.18.23

六三ページ下段終りから一六行目中「七月一日」の下に「（以下「施行日」という。）」を加える。

六三ページ下段終りから一四行目から一三行目は次のとおりの誤り。

2　附則第2項中「この告示の施行の際現に船舶により運送されている液化ガス物質の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。」を「施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示、液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示及び危険物船舶運送及び貯蔵規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則の告示で定める要件等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。」に改める。

3　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長の指示するところによる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十三日付第一〇七号

六四ページ●同日付政府調達第九五号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）